

令和 8 (2026) 年度都内小中学校給食における栃木県産農産物利用促進業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日
 栃木県農政部経済流通課

No.	質問		回答
	質問箇所	内容	
1	実施要領 8 契約に関する事項 (5) 業務委託料の支払いについては、業務完了後の精算払いとする。	業務完了前の概算払いや業務進捗に応じた部分払は可能か。	精算払のみとなります。
2	仕様書 2 業務内容(1) 都内小中学校給食における県産農産物の利用促進	対象の学校には私立を含むか。	対象の学校は区立を想定しています。
3	仕様書 2 業務内容(1) 都内小中学校給食における県産農産物の利用促進	「実施対象 東京都特別区計 2 区以上 夏期及び冬期それぞれ異なる区で実施」とあるが、講座を開催する会場は同一会場でも可能か。	会場は同一でも構いませんが、業務実施の効率性を考慮して会場を選定してください。
4	仕様書 2 業務内容(1) 都内小中学校給食における県産農産物の利用促進	「実施対象の自治体等と調整の上開催すること」とあるが、受託事業者が直接自治体等と交渉・調整を行うのか。栃木県からの仲介等はないという認識でよいか。	自治体等との交渉・調整は受託事業者で実施することを想定しています。
5	仕様書 3 留意事項(1)	「県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業と効果的な連携を図ること」とあるが、県が実施する事業とは具体的にどのようなものか。	県が設置している『栃木県産農産物魅力発信ポータルサイト「とちぎ育ち」』において本事業の実施状況等を記事にして情報発信することを想定しています。
6	提出書類 様式 1～5	会社印の押印は不要か。	不要ですが、必ず、担当者名と担当者連絡先を記載いただきますようお願いいたします。